

令和〇〇年〇〇月〇〇日

監事各位

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

理事会の決議の目的である事項の提案等について

社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定(理事会の決議の省略)に基づき、下記のとおり理事会の決議の目的である事項(議案)を提案します。

つきましては、下記の提案事項の内容をご検討いただき、当該全議案に異議がない場合には、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、別紙「理事会決議事項についての異議確認書」に記名押印の上、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該全議案について監事の全員から異議の申し出がなく、かつ理事の全員から同意をいただけた場合には、当該議案を可決する理事会の決議があったものとみなし、理事会を開催しないことを申し添えます。

記

提案事項

第1号議案 〇〇〇〇について(議案名記載)
議案の概要 〇〇〇〇・・・(議案の概要記載)
資料等 〇〇〇〇(添付した資料の名称等を記載)

第2号議案 ●●●●について
議案の概要 ●●●●・・・
資料等 ●●●●

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】 (理事会の決議の省略)

第96条 社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

【社会福祉法人定款例】 (決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。